

第1回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年4月8日(金)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 14名
 - 1番 石井清治
 - 2番 佐久間勝史
 - 3番 花澤一弘
 - 4番 繁田俊彦
 - 5番 山寄和雄
 - 6番 大野雅弘
 - 7番 大越久雄
 - 8番 中山雅夫
 - 9番 田中幸一
 - 10番 渡邊美代子
 - 11番 根本雅史
 - 12番 山口壹弘
 - 13番 注連野千佳代
 - 14番 増田勉
- 5 欠席委員 2名
 - 1番 石渡正明
 - 2番 小倉哲也
- 6 出席事務局職員 4名
 - 1番 斉藤事務局長
 - 2番 山田主査
 - 3番 高橋副主査
 - 4番 鈴木副主査

◎開 会

令和4年4月8日午後2時00分 開会

○事務局長（斉藤明博君） それでは、お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。
います。

初めに、会長からご挨拶をいただきます。

会長、よろしくお祈いします。

○議長（注連野千佳代君） こんにちは。農作業も忙しくなっている中、お集まりいただきまして、
ありがとうございます。

改めまして、会長の注連野と申します。今日、新しいメンバーでの最初の総会となります。案件は
少ないようなのですが、何か分からない点等とかありましたら、遠慮なく質問してください。よろし
くお祈いします。

○事務局長（斉藤明博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなつて
おりますので、よろしくお祈いいたします。

○議長（注連野千佳代君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

ただいまより第1回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中14名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。2番、石渡正明委員、8番、小倉哲也委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（注連野千佳代君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

3番、佐久間勝史委員、4番、花澤一弘委員、お祈いします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和4年3月16日付で申請書の提出がありました。申請
内容は、市内在住の個人が、市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、譲受人から申出があり売却することにしたとのことです。譲受人は、隣接する自作地に便利のため、購入したいとのことです。

総会資料1ページの位置図を御覧ください。場所は、野田字廣合です。

次のページの現地写真を御覧ください。現地を確認したところ、現地は田で耕作されていました。

次のページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、トラクター、耕耘機、田植機、コンバインを所有していて、乾燥調製については農協に委託しているとのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で350日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作面積が186アールであるため、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

9番、大越久雄委員。

○9番（大越久雄君） 9番、大越です。野田の566の1、4月2日土曜日、午後4時から5時頃ちょっと、野田神社から2キロぐらい入ったところなのですけれども、現地確認したところ、きれいに耕作されておりますので、異常ございません。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の2ページを御覧ください。本件は、令和4年3月18日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲渡人は、高齢になり維持管理できないので売却したいとのことです。譲受人は、譲渡人からの申出により、農業経営安定のため購入したいとのことです。

議案資料4ページの位置図を御覧ください。場所は、横田字上望陀境です。

次のページの現地写真を御覧ください。現地を確認したところ、現地は田で耕作されていました。

次のページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、乾燥調製は営農組合に委託し、その他の作業に必要な農機具については、父親の所有する農機具を共同利用しております。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で225日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作面積が61アールであるため、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、中山雅夫委員。

○10番（中山雅夫君） 10番、中山でございます。よろしく願いします。3月の28日、3時30分に農業委員会事務局の山田さんと、前農業委員の切替さん、それと、私で現地を確認しました。3名で行きました。現地はきれいに管理されており、いつでも作物を作ってもいい状態になっておりました。特に問題はないと思います。よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号3についてご説明いたします。

議案の3ページを御覧ください。本件は、令和4年3月16日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市内在住の個人が、市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲渡人は、体力も低下してきたので、以前から耕作してくれていた譲受人に譲りたいとのことです。譲受人は、以前から耕作していたので購入したいとのことです。

総会資料7ページの位置図を御覧ください。場所は、大鳥居字川岸と字川原です。

次のページの現地写真を御覧ください。現地を確認したところ、現地は田で耕作されておりました。

次のページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。一部貸付地がありますが、圃場整備事業実施に向けた地域の計画に基づき、農地中間管理機構に貸し付けた上で自作している農地のため、問題ありません。

農機具等については、トラクター、耕耘機、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で150日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作面積が130アールであるため、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、中山雅夫委員。

○10番（中山雅夫君） 10番の中山でございます。3月の28日午後4時に、先ほど言いましたが農業委員会事務局の山田さんと前農業委員の切替さん、私、3名で現地確認に行きました。農地のほうも大分管理されており、きれいな状態でございます。特に問題はございませんでした。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第2号についてご説明いたします。

議案4ページを御覧ください。本件は、市外の法人が、市内在住の土地所有者から農地2筆、3,678平方メートルを買取り、特定建築条件付売買予定地として15区画を分譲しようとする案件であり、土地の所在地、権利関係等は、議案記載のとおりです。

なお、農地以外の土地を含めた全体の区域といたしましては、4,315平方メートルでございます。

総会資料10ページの位置図を御覧ください。申請地は、昭和中学校の南側、約400メートルに位置する農地で、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

次のページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画では、土地利用計画図のとおり、15区

画を特定建築条件付売買予定として整備する計画となっております。

排水関連については、汚水、雑排水は公共下水道に接続し、排水します。また、雨水については、各宅地内に雨水浸透貯留施設を設置の上、抑制し、オーバーフロー分を開発道路側溝に排水する計画となっております。

総会資料12ページから17ページに建物立面図及び平面図を添付しております。

所要資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金により賄う計画となっております、金融機関の残高証明書並びに金融機関からの融資証明書で確認しております。

総会資料の18ページに現地の写真を添付しております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが、市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

説明は以上でございます。

○議長（注連野千佳代君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告していただきます。

山口運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（山口壹弘君） 14番の山口です。これは、前回の運営委員の方が3月28日に開かれて、その報告をいたします。

運営委員会では、午後1時50分現地調査、午後2時20分に審査を行い、先ほどの事務局の説明と同様の説明で、運営委員より質疑がありましたので、説明いたします。

1の質疑ですけれども、現地が写真のとおり、埋蔵文化財の調査中でしたので、調査期間や埋戻しに関する質問があり、現地に埋戻し用の土を確保済みであり、3月中には調査が完了する予定であるという回答がありました。また、隣接道路が狭いため、道路の拡幅など行うかどうかの質問もあり、既存宅地の開発区域内の6メートル幅の道路に接続するとの回答がありました。運営委員会による採決の結果ですが、運営委員会全員一致で許可すべきということになりました。

以上、報告いたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

16番、増田委員。

○16番（増田 勉君） 16番、増田です。この一番右側の転用目的のところに、特定建築条件付売買予定地という記載なのですが、申し訳ないです、全くこれがよく分からないのですが、要は一般の農地と違って、もう、ここの畑は、もう条件を整えば売れる土地だということですか。初めから、入り口段階で。

○議長（注連野千佳代君） では、事務局、お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。特定建築条件付売買予定地についてお答えさせていただ

きます。

農地を住宅用地に転用する場合には、このような事業で販売する場合には大体2通りの方法がありまして、1つが、この事業者さんが自分で建物まで建てて、建ててから建物ごと売るパターン、建売住宅というパターンが1つ。もう一つが、今回ありました特定建築条件付売買予定地または建築条件付売買予定地という方法になるのですけれども、これは建物を必ず建てるようにというのが最終的なユーザーさんと今回の事業をしている会社さんのほうで結んでいただいて、それで、最終的な消費者の方が家を建てなかったら、その売買契約を破棄しますよという条件をつけた、一定期間内に必ず家を建てますよという条件をつけていること、これが建築条件付という形になります。ただ、建売住宅のほうは、家と土地をセットで売るのですけれども、こちらですと、事業者さんが最終的に家を建てる方に売るのは、土地を売ると。ただし、その際に建築も必ずすることという条件を入れた、契約によって行うので建築条件付売買予定地という形になります。こちらの形式のほうが、要は建売住宅に比べて、メーカーの質などあるのですけれども、最終的に家を建てる方が比較的デザインとかを自分で選んで建てることができるということで、ここ何年か、令和元年から許可されたばかりの方法なのですが、市内でも、もう何件か、そういった開発がされてきているという形になります。なので、転用という形では、どちらも転用申請なのですけれども、それを最終的に、事業主と最終的に家建てる方の間の扱いは少し違うという形で思っていたいただければと思います。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） よろしいでしょうか。

○16番（増田 勉君） 今の件は、分かりました。2つあるということは分かったのですが、通常の農地と、こうやって売買のできる農地、それで10ヘクタール未満であれば、第2種あればみんなできるとかできない、その辺の境というのは厚い本をいただいたのですが、あの辺を読まないといけないということですね。要は、この辺の田んぼって、もうほとんどそういうふうにして、10ヘクタール未満だからって、ここに家を建てますよといったって、許可にならないのではないかと思っているのです。その違いが、何か入り口段階でよく分かっていないのですけれども。農転許可の、その辺のノウハウというか。

私も、現地見に行って、これは売ったほうが良いといったって、地域の活性化なのだからといえば、どこも、みんな田んぼ、こういう宅地化にしたほうが良いと思うし、かといってできない、その境は何なのですかということなのですけれども。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。その内容、どこの農地であると転用ができて、どういったものが建てられるものなのかについてというのが、前回のお配りした資料とか説明の際にはちょっと簡単にしか触れていなかったのですけれども。まず、その中のお話の中の立地基準という、この土地が、農地がそういった転用を認められる農地かどうかというものが基準になります。ただ、こち

らにつきまして、まず、農地の種類というだけで、まず農振農用地、これは圃場整備とかするときには必ず入っているのですが、国のほうとか県の計画に基づいて、その土地、農地については、補助金とか公共的な投資でやっていこうみたいな地域の指定を受けているかどうか。そのほかに、そういったのを受けていなかった場合の中で、第1種、第2種、第3種という形になっていまして、第1種というのは大きく広がっている農地の一部であるので、ここは基本的には転用は原則としては認められない。ただし、農家住宅だとか農家の方が建てる住宅みたいに、その地域でなければできないものであれば、例外もあります。

次に、第3種農地というのが市街化されてきます。市街地とかに隣接していてとか、近接した区域とかで一定条件を満たしていると。これは、もうそういったところにあるので、転用とかは大体のものは原則としては許可になります。

それとは、どちらにも当てはまらないものが第2種農地という代替のものになるのですけれども、こちらのほうは、そういった市街化した区域のほうにある農地では建てるのがちょっと都合が悪いか、そういったものであった場合だったら認められますよという形になっていまして、さらに、先ほど見た第1種農地の例外等から、そういったものが県の事務指針というものがあまして、こういったものであればいいのですけれども、こういったものであればいけませんよというものが、例えば資材置場は第1種農地は原則できませんとかという形で、細かく目的ごとに決まっていまして、県の事務指針、何十ページもある指針を熟読しないとイケないものであります。

窓口で相談があれば、県と事前の協議をしまして、そういったものが該当するのかどうかと、こちらのほうで何点か確認させていただきましたうえで総会の資料を作らせていただきたいと思います。

また分からない点等が個別にありましたら、それは、もう個別に事務局の担当に聞いていただければ、ここはこの地域ではこういった農地に区分に該当して、こういったものでなければ建てられませんよというお話ができます。全般になってしまうと、ちょっと幾ら時間があっても足りない形になってしまいますので、質問があれば、一つ一つ説明させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○16番（増田 勉君） ありがとうございます。分かりました。はい。

○議長（注連野千佳代君） よろしいでしょうか。

○16番（増田 勉君） よく勉強します。

○議長（注連野千佳代君） 今のように分からないことって、多分初めての方いろいろ出てくると思うのです。これは、どうなのかな。でも、こんなこと聞いたら恥ずかしいかなとかと思わずに、最初ですの、ぜひ分からなかったら質問してくださるようお願いします。

○13番（根本雅史君） はい。では、私もちょっと分からないので、初めてなので教えていただきたいのです。

13番、根本です。今、第1種農地から第2種、3種という話がありましたけれども、これはもうあ

らかじめ指定されていて、どこかにもう載っているのですか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。こちらは、先ほど言いました農用地区域につきましては、県や市のほうで、この地番についてはどうですかというもの、第1種、第2種、第3種というのにつきましては、現状、申請があったときにどんな状況になっているか。例えば1年前には第1種農地だったのだけれども、大きな農地ともつながっている。狭くなったところに、ちょうど農家住宅が建ったので、その土地とはつながらなくなってしまいましたという、その後からは、その奥のほうは第2種農地になりますみたいなことが起きてしまうので、申請があった際に、第1種、第2種、第3種については県とも相談をして、ここは第1種でしょうか、2種でしょうかというのを確認しているという状況になります。なので、そのとき次第という、その申請のときの状況で判断することになります。

○13番（根本雅史君） 申請後に判断するということですね。

○事務局（山田尚史君） 相談がありましたら判断して、そして先ほど言ったように、ここで、こういったものは2種、3種という、その辺りを県と相談して回答するという形になっていますので、特に決まった代表的なものはございません。

○13番（根本雅史君） はい。分かりました。

○議長（注連野千佳代君） よろしいでしょうか。

○13番（根本雅史君） ありがとうございます。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） ほかにはないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については、許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承

認申請についてを議題といたします。

議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第3号の整理番号1についてご説明いたします。

議案5ページを御覧ください。本件は、袖ヶ浦市が、市内在住の個人から農地1筆に使用貸借権を設定し、老朽化により撤去が予定されている浮戸川の新川橋撤去工事に伴う工事用作業ヤードとして農地転用許可後、1年間一時転用しようとする案件であり、令和3年3月26日で許可を受けた案件でございます。

今回の申請は、工事期間の延長及び農地復元方法の変更をしようとするものです。

総会資料の19ページを御覧ください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北側、約1キロに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

計画変更の内容については、令和4年3月31日までに事業を完了する予定でしたが、河川管理者との橋脚下部の撤去工事に係る協議に時間を要したため、完了予定日に工事が完了できなかったことから、工事期間の変更が必要になったことに加え、農地復元方法としてサツマイモを作付する予定でしたが、仕事の都合上、農作業に従事することが困難であるとの申出から、農作物の作付は行わず、農地として耕作できる状態にまで復元するよう計画を変更しようとするものです。

総会資料20ページに土地利用計画図、21ページに工程表、22ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しました。本案件につきましては事業内容に大きな変更がありませんでしたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略いたします。

これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第3号の2から7までについて事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第3号の整理番号2から7までについてご説明いたします。

議案5ページから7ページを御覧ください。本件は、市内の法人が、市内在住の所有者から農地13筆6,742平方メートルを賃貸借し、申請地に隣接した農地以外で行われる土砂等の埋立てに伴う特定事業及び林地開発事業に必要な調節池及び覆土置場用地として、平成30年2月26日付で4年間の一時転用許可を受けた案件でございます。今回の申請は、期間を変更しようとするものです。

総会資料の23ページを御覧ください。申請地は、長浦さつき台病院の東側、約2.3キロメートル、久保田保育所の東側、約540メートルに位置し、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内にあることから、第1種農地と判断されます。

計画変更の内容については、令和4年2月26日までに事業を完了する予定でしたが、想定よりも土砂の搬入が少なかったことに加え、事業を安全に完了させるために事業完了後から一定期間の間、調整池を残すよう指導されたことから、工事期間を変更しようとするものです。

総会資料24ページに土地利用計画図、25から26ページに工程表、27ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しました。本案件につきましては、軽微な変更のみであり、事業内容に大きな変更がありませんので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略いたします。

これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

○16番（増田 勉君） よろしいですか。

○議長（注連野千佳代君） 16番、増田委員。

○16番（増田 勉君） 16番、増田です。ささいなことなのですが、この整理番号、何かよく分からないのですが、ここ2の1から3の1とか5の1となっているけれども、今までの通例だと、これが議案番号になっていた気がするのです。

3号議案の整理番号2ということであれば、2の幾つでずっと行くのではないかと。何で4、5、6まで行ってしまうのかと。

○議長（注連野千佳代君） 山田君、お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。こちらの申請につきましては、まず、こちらの議案のほう、今おっしゃっていましたが、議案第3号の整理番号1の1とか、1の2でという形になっておりますけれども、この小さな整理番号の中に入っている1の1ということは、こちら申請の関係上、申請

者、例えば、転用の場合ですと土地の所有者ですね、大きな事業ですと1個の住宅建設とかのものについて、4人も、5人も地権者の方がいる場合があります。その場合、申請上は土地の所有者が別であれば、申請書が別になるというふうになっています。その中で、一つの土地の所有者の方が2筆、3筆、4筆という形で持っている、1の1、1の2、1の3、4とかとって。申請者が別になると、整理番号が1個上がりまして、2の1、また、2の2、2の3などという形になります。ですので、説明する際には、実際としては1個の事業でやって、もう申請書で上がってきたものについては説明は一括で行っていますけれども、どうしても議案の整理上は複数のものが分かれてしまうという形になっています。なので、中には10人、20人という大きな事業だと申請者が分かれてしまうと、1個の説明の中で、要は整理番号1から整理番号12についてと。しかも、その中で決めた50、60とあると、その中でまた行数としては50、60ということになってきます。

以上です。

○16番（増田 勉君） 大変失礼しました。よく分かりました。ありがとうございます。

○議長（注連野千佳代君） ほかの方も、今の説明は割と分かりやすかったのかなと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 大丈夫ですね。

ほかに質問はございませんか。

○11番（田中幸一君） よろしいですか。

○議長（注連野千佳代君） はい、お願いします。

○11番（田中幸一君） 11番、田中です。先ほどの説明の中で、平成30年にこれは事業計画が上がってきたのでしょうか。

これは、久保田なのですけれども、その奥に椎の森工業団地、前回の栗の植栽をして、いや、農地に戻りませんと。

○議長（注連野千佳代君） 否決された。

○11番（田中幸一君） ええ。それとは、これは別ですよ。

○議長（注連野千佳代君） これは。

○事務局（山田尚史君） 別の案件になります。

○11番（田中幸一君） 別な案件で、やっぱり同じような感じなのでしょうか、これは。

○議長（注連野千佳代君） 山田君。

○事務局（山田尚史君） こちらにつきましては……

○11番（田中幸一君） 前回ちょっと、前回というか、前期ではこの説明というのは全然されていないですものね。その前ですものね。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。すみません、こちらにつきましては、確かに地域として

は近いのですけれども、案件としてはあくまでも別の案件となりますので、前年度にあった申請と今回の申請は、事業上は全く別のものという形になります。

○11番（田中幸一君） 会社も別。

○事務局（山田尚史君） 申請者も別。

○11番（田中幸一君） 申請者も。

○事務局（山田尚史君） はい。

○11番（田中幸一君） はい。

○事務局（山田尚史君） 同じ土地の持ち主の方もいるかもしれませんが、あくまでも1個の事業として認められるので、申請上、審査上は、全く別なものとして扱われると。

○11番（田中幸一君） はい。現状は、予定どおり。予定どおりというか、変更後の予定どおりで大丈夫なのでしょうか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。今のところは、変更後の予定どおりに行く計画となっています。

○11番（田中幸一君） 元どおり、農地に戻る。これは、植栽とかという、書いてあったのですけれども。これは、最終的には何を植えられるのでしょうか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。農地復元後は、大根をやる予定となっています。

○11番（田中幸一君） 地主さん全員がということよろしいですか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 農地復元の誓約書というものが提出されていまして、各申請者の方から農地復元後の利用につきましては、大根を予定していますということで、申請は、農地復元の書類は2月に提出されております。

○11番（田中幸一君） はい、分かりました。前回、栗が育たないので農地から外したいとかというようなお話がちょっとあったので、確認のために質問させていただきました。ありがとうございました。

○議長（注連野千佳代君） 今、田中委員のほうから話に出た、前期で否決になった、ちょっと似たようなというか、運営委員会案件で、広い地主が何人もいるところで、復元のために木を植えたり1回したのだけれども、結局、それが全然育たず、下は、だから、再生土というか、そういうところになっているので、それをまたもう一回植栽するのでお願いしますみたいな話があった案件で、それは運営委員会のほうで審議して、余りよくないのではないかという話で、総会で否決になった件があるのです。ですので、今日、今までのところの案件は、大体もう皆さん耕作されていて、個人の方で何の問題もないようなところが多かったので、すんなりきましたけれども、中には、ちょっとそういうような注意を要するような案件もございますので、否決するのが決して悪いというわけではございませ

んで、それぞれの各委員さんのご判断と、あとは例えば運営委員会だったら運営委員会での判断などでどうするかというのをちょっとそれぞれ判断していただければなとは思いますが。

事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。こちらの転用案件につきましては、先ほどお話しに、先日前お話ししましたとおり、県が許可をするという形なので、最終的な判断は県となるのですが、農業委員会が意見を、この前言いましたように、許可相当、不許可相当というのを出す際に、こういう部分は直しておいてほしいとか、気をつけてほしいとかという部分などがあれば、それを県のほうに上げる際に、そういった意見、こういう意見が出ていましたということと言えることができますので。ただ、単純に許可、不許可だけではなくて、特にどうしてもこの部分は、全体としてはいいのかもしれないけれども、こういう部分には気をつけてほしいなどという部分がありましたら、その際に意見を付して、上げることについてということによっていただければ、こちらから県に進達する際にそのことはきちんと伝えますので、よろしく願いいたします。

○会長職務代理者（山寄和雄君） では、いいですか。すみません、6番、山寄です。この現場は田んぼだと思うのです。それで、覆土をどのぐらいするか分からないけれども、ちょっと大根の栽培は無理だと思うのですけれども。それで許可してしまってもいいものかどうか、ちょっと疑問に思ったのですよ、少々。

○事務局（斉藤明博君） では、よろしいでしょうか。

○議長（注連野千佳代君） はい。

○事務局（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。今回、農地に復元する場所というのは調整池を埋めるために、その土をとってある場所なのです。調整池を最終的に埋めてしまうのですが、そのときは、その田んぼの上に掘ってある土を使って埋めて、そこを田に戻すのではなく畑にして戻すという計画になって、そこで大根を育てるという誓約書が出ているという状況。まだ、農地に復元されているわけではなくて、調整池のほうはまだ、今埋めてしまえば、大雨が降ったときに水が流れ出る可能性があるから、県のほうから、まだ当面は残しておくよという指示があったので、土を戻す場所がなくなってしまったので、期間を延長したいというのが今回の審議になります。

○会長職務代理者（山寄和雄君） 分かりました。

○13番（根本雅史君） では、いいですか、ちょっと。

○議長（注連野千佳代君） はい。

○13番（根本雅史君） 13番、根本です。いろいろ話を聞いて正しく理解しているかどうか分からないので、確認したいのですけれども。話をまとめると、私たちが判断を求められているのは、既に承認されているこの計画でやってきたところ、それは、多分、完了後は大根を栽培するという計画で認められたのではないかと思うのですけれども、その計画どおりに残土の搬入量が少なく計画どおりいなくて、そのために工期を延長しなければならない。そのことの判断を求められているということ

でいいのかどうかということなのだけれども。その延長を認めることで何か問題があるかどうかということですね。そういう理解でいいのですか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） おおむねのところはそのとおりなのですが、一部ちょっと修正が、訂正がありまして、土の搬入そのものは終了はしていると。ただ、まだ大雨が降った際に崩れたりすると困るから調整池は必要であるということで、調整池が埋められない。なので、しばらくこちらの農地転用期間を延長したいのですが、よろしいでしょうかという内容です。

○13番（根本雅史君） そのためですね。分かりました。はい。

○事務局（山田尚史君） すみません、ちょっと説明不足でした。

○議長（注連野千佳代君） ほかにはございますか。

○11番（田中幸一君） ちょっともう一点、よろしいですか。

○議長（注連野千佳代君） はい、田中委員。

○11番（田中幸一君） 11番、田中です。調整池が、大雨のため、ないとあふれてしまうというようなことですね。それは、何をしたら調整池は埋められるのでしょうか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。袖ヶ浦市のほう、農業委員会ではなくて他の部局のほうから、一定期間、安全を保つため調整池を残してほしいという意見が、要望があったということなので、具体的にいつまでというのは、ちょっとこちらでも把握はできていないのですが……令和4年の9月までがまずありまして、その後に調整池の埋戻しが、こちら資料でいくとあります。工程表をちょっと見ていただいてよろしいでしょうか。25ページになります。11月頃に埋戻しを行って、年明け頃までに農地復元を行うという形で、一応現在のほうは予定はなっています。それで、恐らくこの計画どおりにやる形にはなるかと思えます。

○11番（田中幸一君） しばらくの間、様子を見るというような意味合いですか。

○事務局（山田尚史君） 要望があったので、それに基づいて計画を変更した結果が、こちらの工程表にあるものであると、それに基づいて、計画の延長をお願いしますということでの申請が上がっていると。

○11番（田中幸一君） はい、分かりました。ありがとうございました。

○12番（渡邊美代子君） すみません。

○議長（注連野千佳代君） 渡邊委員。

○12番（渡邊美代子君） 12番、渡邊です。素朴な疑問です。この地図の調整池というのはどこになるのでしょうか。

○事務局長（齊藤明博君） よろしいですか。

○12番（渡邊美代子君） はい。

- 事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。この部分で、ここに土を盛ってある農地の部分ですね。
- 12番（渡邊美代子君） はい。
- 事務局長（斉藤明博君） この土を使って、ここ、くぼみになっているのですけれども、それを埋め戻す形になっているということなのですからけれども、この土をどかさないと畑にすることができないということになっています。
- 12番（渡邊美代子君） 分かりました。
- 議長（注連野千佳代君） 事務局、山田君。
- 事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。資料の24ページを見ていただいて、下のほうに網かけが2種類あるかと思うのですが、右側に大きな四角い形のところが調整池。
- 13番（根本雅史君） 話が違うな。
- 事務局（山田尚史君） 色がついているちょっと資料がないので、配っていないのであれですけれども、その左手側のところが覆土の置いてある形となっています。その上側のところが、大本になる林地開発で、斜面とかのところが林地開発で工事が行われているという場所になるようです。
- 13番（根本雅史君） 右上の県道上高根線は、椎の森のところの大通りでしょう。
- 事務局長（斉藤明博君） そうです。
- 事務局（山田尚史君） はい、そのとおりです。
- 13番（根本雅史君） あの坂があって。
- 事務局長（斉藤明博君） はい。
- 事務局（山田尚史君） このFH=44とか書いてある周辺が林地開発、その今回の調整池が必要となった大本の事業で、この下がFH=14.10という、ちょっと薄くかかっていますが、網かけがかかっているところは調整池の地域で、その内側のところに、この調整池をまた埋め戻すための土を、高く盛ってあるところという形になるそうです。
- 13番（根本雅史君） この下の道路が久保田保育所のところ、前の道からずっと真っすぐ来た感じですよね。それでいうとね。
- 事務局（山田尚史君） はい、そうです。
- 13番（根本雅史君） 調整池を埋めても、久保田川には流れるみたいな感じなのですかね、要は。
- 議長（注連野千佳代君） 事務局。
- 事務局（山田尚史君） ちょっと林地開発の詳細がこちらで資料がないので、細かいスキームがちょっと分からないのですが、一般的に大規模な林地開発を行う場合には、また植林して戻す場合が多いのですけれども、やはりどうしても安定するまでの間、もしくは流出がしやすいということで工事中などにおいては、調整池を設置するよという事で県のほうから指導内容ではないのですけれども、取りあえず許可を含め、要ることがあるということなので、恐らく調整池がなくなったときには、ないという、なくなった頃には、多少一般的に舗装されるような面では、危険等は一般的にはないと

いう感じになるかと思われま

○議長（注連野千佳代君） ほかに何かございますか。今回は、この調整池用地と、その隣の土を積み上げるところの案件ということですよ。判断が。これを延長しますよという申請ということですよ。

○事務局（山田尚史君） はい。

○議長（注連野千佳代君） よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はございますか。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の2から7までについて、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2から7までについては許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 令和4年度第1次農用地利用集積計画（案）の承認について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第4号、この4号と書いてあるのです。議案第4号 令和4年度第1次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第4号の令和4年度第1次農用地利用集積計画（案）についてご説明いたします。

議案第4号を御覧ください。この集積計画については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地法の規定による許可申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、議案第4号の10ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が9件で、うち1件が農地中間管理事業によるものとなっております。利用権設定を受ける方の面積は、合計で358.04アール（3万5,804平方メートル）となっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから9ページに記載のとおりとなっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（注連野千佳代君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） それでは、議案の8ページを御覧ください。協議報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分についてでございます。お二人の方から申請がございまして、私のほうで専決処分をいたしましたので、ご報告いたします。

続きまして、協議報告第2号、こちらは農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分についてでございます。こちらにつきましては、5件の申請がございまして、全て私のほうで専決処分をさせていただきましたので、ご報告をいたします。

以上でございます。

◎その他

○議長（注連野千佳代君） 次に、日程第4、その他について。

委員から何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 事務局から何かありますか。

ありません。大丈夫ですかね。

○事務局長（斉藤明博君） 特に。

○議長（注連野千佳代君） では、本日の日程は全て終了しました。

◎閉 会

○議長（注連野千佳代君） これをもちまして第1回農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午後3時05分 閉会